



控訴するため、横断幕を持ち  
岐阜地裁に向かう荒崎水害訴訟  
の原告団=岐阜市

「やはり人災だ」。一審の  
岐阜地裁で敗訴した荒崎水害  
訴訟の原告団は12日、控訴手  
続きを後に岐阜市の県弁護士会  
館で会見し、名古屋高裁でも  
徹底的に争う意思を示した。  
会見には8人が出席。代理人  
人の綾喜秀光弁護士が冒頭、  
「洗堰」という住宅地に水を流  
す構造を残しておきながら、  
行政側は何ら手立てを打たな  
い」と主張。副次的な堤防  
である二線堤や遊水地設置を  
提案したが、判决は大東水害  
訴訟の最高裁判決(84年)を  
踏襲。「過去にかさ上げして  
越流が減少し、将来的には洗  
堰を閉じる計画がある」とし  
て県の落ち度を否定した。  
02年の水害から6年半以上。  
控訴審に加わる人数は一

審から約50人減り、132人  
となる。綾喜弁護士は「訴訟  
が長引き、疲れた人もいるか  
もしれない」としながら「控  
訴審にも多くの人たちが参加  
するのは、住民がいかに深刻  
な状況に置かれていたかを物  
語っている」と強調した。

会見で、原告の川添勲さん  
(57)は、07年10月に岐阜地裁  
の野村高弘裁判長らが現地進  
行協議を行ったことに触れ  
た。「洗堰を見たのに、こんな判  
決になるなんて頭が痛い」。浅野俊子さん(72)は「水害の  
つらさは被害に遭った人にし  
か分からぬ。絶対に負けら  
れない」と語気を強めた。  
綾喜弁護士は「裁判所は現  
地を見たのに、何でこの特殊  
性を理解してくれなかつたの  
か。控訴審では主張、立証を  
工夫していくなくてはいけな  
い」と述べた。(角拓哉)

## 「人災と判断して」

荒崎水害訴訟原告団が控訴

徹底的に争う姿勢

「やはり人災だ」。一審の  
岐阜地裁で敗訴した荒崎水害

訴訟の原告団は12日、控訴手  
続きを後に岐阜市の県弁護士会  
館で会見し、名古屋高裁でも  
徹底的に争う意思を示した。

会見には8人が出席。代理人  
人の綾喜秀光弁護士が冒頭、  
「洗堰」という住宅地に水を流  
す構造を残しておきながら、  
行政側は何ら手立てを打たな  
い」と主張。副次的な堤防  
である二線堤や遊水地設置を  
提案したが、判决は大東水害  
訴訟の最高裁判決(84年)を  
踏襲。「過去にかさ上げして  
越流が減少し、将来的には洗  
堰を閉じる計画がある」とし  
て県の落ち度を否定した。  
02年の水害から6年半以上。  
控訴審に加わる人数は一

かたた。だが、判决は原告に  
対して何ら配慮がなく、納得  
できない住民も多かった」と  
控訴理由を説明。続いて安保  
千春原告団長(68)が「何度も  
言うが、これは人災だ。我々  
の思いが全く通じなくて残念  
だ。裁判所はもういつぺん判  
斷してほしい」と訴えた。

一審で原告は「洗堰は下流  
や対岸の住民を守るために越  
流堤なのに、河川管理者であ  
る県は、何ら対策を取っていない」と主張。副次的な堤防  
である二線堤や遊水地設置を  
提案したが、判决は大東水害  
訴訟の最高裁判決(84年)を  
踏襲。「過去にかさ上げして  
越流が減少し、将来的には洗  
堰を閉じる計画がある」とし  
て県の落ち度を否定した。

02年の水害から6年半以上。  
控訴審に加わる人数は一

02年7月の台風6号  
で被害を受けた大垣市  
荒崎地区の住民が県に  
慰謝料などを求めてい  
る荒崎水害訴訟は、原  
告団が12日、名古屋高  
裁に控訴したことで、  
再び司法の場で「県の  
河川管理の責任」が判  
断されることになる。  
控訴審の原告132人  
のうち7人が岐阜市  
内で記者会見し、被  
災住民の思いを訴え  
た。

安保千春・原告団長

(68)は「水害被害が繰

り返される荒崎地区に

納得して住んでいると  
思われたくない。1

審で敗訴してから今ま  
で、胸に残っているのは悔しい気持ちだけで

た。

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。

放置してきた県の責任

がないはずはない」と

憤った。

【山田尚弘】

2月26日の岐阜地裁

判決は、県の河川管理

について、周囲の堤防

かさ上げ計画を準備中

だったことから、「社

会的通念に照らし是認

し得ないとまでは言え

ない」と判断した。

綾喜秀光弁護士は「裁

判官はどうして、洗

堰の先に住宅がある荒

崎地区の特性を理解し

てくれなかったのか。</

# 「被害は予見できた」

荒崎水害訴訟控訴 原告団が会見

「審判決を不服として、名古屋高裁に控訴した大垣市・荒崎水害訴訟の原告団は12日、岐阜市の県弁護士会館で記者会見を開いた。控訴したのは132人で、

一審判決を不服として、名古屋高裁に控訴した大垣市・荒崎水害訴訟の原告団は12日、岐阜市の県弁護士会館で記者会見を開いた。控訴したのは132人で、

一審判決時の183人から51人減った。弁護団の綴喜秀光弁護士は「敗訴しても、これだけの人が控訴に参加してくれた。これを住民の憤りと受け止め、逆転勝訴を目指す」と抱負を語った。

# 「安心して暮らしたい」

## 流水を住宅地へ浸水させた

讀賣新聞

09.3.13

荒崎水害訴訟原告団



記者会見する安保千春さん(右)ら

綴喜秀光弁護士は、一審判決が水害の原因となるたびに、掘斐川支流・大谷川の洗堰を「改修中なので水害はやむを得ない」とした部分について

# 「安心して暮らしたい」

大垣荒崎水害訴訟 住民側が控訴

1101(平成十四)

年

年七月の大垣市荒崎水害で、浸水被害に遭つた荒崎地区の住民らが

河川管理者の県に慰謝料約八千二百万円を求めて訴訟で、原告側は

十二日、請求を棄却した岐阜地裁の判决不服とし、名古屋高裁に控訴した。

控訴したのは、荒崎水害訴訟原告団約百八

十人のうち、百三十二人。うち、控訴したのは、荒崎水害訴訟原告団約百八

人。

原告団は控訴後、岐阜市内で会見。安保千春団長(六八)は「一審判決は納得できない。控訴しなければ荒崎地区が水害を認めたと思われてしまう」と語り、秋野郁江さん(六五)は「悔しい気持ち。弱者の気持ちが分かるのは裁判所だけと思っていた。安心して暮らせるように

してほしいだけ」と訴えた。綴喜秀光弁護士は「どれだけ控訴に参加するか心配だったが、多くの人が控訴してくれた。高裁には荒崎地区の特殊性を理解してもらい、勝訴を勝ち取った」と話した。

判決によると、同地区は〇二年七月、大谷川右岸の洗堰(あらい)から約四百八十戸が浸水。原

て、「改修中とはいえ、被害は予見できただはず。改修を放置してきた行政の責任をわかりやすい形で主張していきたい」と述べた。

原告団長の安保千春さんは「一審判決は安全に暮らしたいという願いすら認めてもうえなかつた」と振り返り、「我々は何も間違つたことを主張していない」。

控訴審では「原告の主張が正しい」ときちんと判断してもらいたい」と語った。原告団の一人で、2度の浸水被害に遭つた大垣市荒崎地区の無職浅野俊子さん(72)は「水害の恐怖やその後のストレスは言葉で表現できない。一度と水が襲つてこないようにしてほしい」と訴えた。



見で、控訴審への思いなどを語る原告団ら12日午後3時30分、岐阜市端詰町、県弁護士会館



荒崎水害訴訟原告団

年七月の大垣市荒崎水害で、浸水被害に遭つた荒崎地区の住民らが河川管理者の県に慰謝料約八千二百万円を求めて訴訟で、原告側は十二日、請求を棄却した岐阜地裁の判决不服とし、名古屋高裁に控訴した。

控訴したのは、荒崎水害訴訟原告団約百八

十人のうち、百三十二人。

うち、控訴したのは、荒崎水害訴訟原告団約百八

人。

原告団は控訴後、岐阜市内で会見。安保千春団長(六八)は「一審判決は納得できない。控訴しなければ荒崎地区が水害を認めたと思われてしまう」と語り、秋野郁江さん(六五)は「悔しい気持ち。弱者の気持ちが分かるのは裁判所だけと思っていた。安心して暮らせるように

してほしいだけ」と訴えた。綴喜秀光弁護士は「どれだけ控訴に参加するか心配だったが、多くの人が控訴してくれた。高裁には荒崎地区の特殊性を理解してもらい、勝訴を勝ち取った」と話した。

岐阜新聞  
09.3.13



会見する原告団ら=岐阜市の県弁護士会館で

「平成水一揆」  
荒崎の越流水を住宅地へ浸水させる  
荒崎水害訴訟原告団

荒崎水害訴訟で名古市荒崎地区の住民らが  
屋高裁へ控訴した大垣十二日、岐阜市の県弁  
護士会館で記者会見を開き、控訴審へ向けて  
いた思いを語った。原告団長の安保千春さん  
(左)は「非常に不満に思っている。われわれの  
全く通じていない」と憤つた。

弁護団の一人、綴喜秀光弁護士は「他地域  
を守るために荒崎地区が一方的な犠牲になっ  
ている。その荒崎水害の特殊性を理解されな  
かった」と述べ、先月

た。

# 「思い通じてない」

荒崎水害控訴 憤る原告住民ら

二十六日の岐阜地裁判決をあらためて批判した。控訴審には一審から五十一人減った百三十人が参加する。綴喜弁護士は「一般的な水害訴訟でこれだけの人々が控訴審に参加することは少ない。それだけ原告の憤りが大きい」ということ」と話した。判決では、荒崎地区東側の大谷川右岸堤防の一部が低くなつた「洗堰」からの越流によって、同地区が遊水地となつてゐる実態を認めながらも、県の河川管理に落ち度はないとして、住民らの訴えを棄却した。(宮畑謙)

中日新聞 09.3.13

荒崎水害訴訟で  
原告住民ら控訴  
名古屋高裁

二〇〇二年七月の台風で浸水被害を受けた岐阜県大垣市荒崎地区の住民が同県に慰謝料を求めた荒崎水害訴訟で、訴えを棄却した二月二十六日の岐阜地裁判決を不服として、原告らが十二日、名古屋高裁へ控訴した。一審の原告団は百八十三人だったが、控訴したのは百三十二人。一審判決は、県の河川管理に落ち度はないとして、住民らの訴えを棄却した。

中日新聞  
09.3.13